

京都市告示第 290号

京都市文化財建造物保存技術研修センターの指定管理者である社団法人  
全国社寺等屋根工事技術保存会から、京都市文化財建造物保存技術研修セン  
ター条例第4条ただし書の規定に基づき、京都市文化財建造物保存技術研修  
センターの臨時開所について次のとおり申請があったため、これを承認しま  
す。

平成21年10月23日

京都市長 門川 大作

1 臨時に開所する日

平成21年11月8日（日）

2 開所の理由

「文化財講演会と選定保存技術の実演展示について」を開催するため

（文化市民局文化芸術都市推進室文化財保護課）